

令和8年度ウチナーネットワークコンシェルジュ運営業務 委託業務企画提案応募要領

本公募は、令和8年度予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じる事業です。

県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、予めご了承ください。

1 事業目的

海外在住の県系人の世代交代が進む中、若者の県人会活動等への参加が減少傾向にあるなど、ウチナーンチュとしてアイデンティティーの希薄化が懸念されていることから、次世代へウチナーネットワークを安定的に継承していくためのプラットフォームを構築することを目的とする。

2 委託業務の内容

- (1) 内容：「令和8年度ウチナーネットワークコンシェルジュ運営業務」企画提案仕様書を参照
- (2) 実施日：契約日～令和9年（2027年）3月31日
- (3) 契約方法：企画コンペにより委託業者を選定した上で随意契約を行う。

3 契約期間

契約日～令和9年（2027年）3月31日

4 事業予算額

16,115,000円（消費税込）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

5 応募資格

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

【地方自治法施行令第百六十七条の四】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2

条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (3) 過去に県内外のウチナーンチュとの交流実績があること。
- (4) 国・地方公共団体・民間等のイベント等業務委託実績及びこれに係るノウハウを有すること。
- (5) 県内に主たる事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (6) 本委託業務を実施するため、管理責任者を含めて2人以上の担当者（うち1人は専任者が望ましい）を割り当て、十分な遂行体制がとれること。必要に応じて、スペイン語、ポルトガル語、中国語に対応できる体制を外部委託等も含めて確保すること。
- (7) 応募は、共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募すること。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(1)、(2)、(5)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(3)、(4)、(6)の要件を満たす者であること。

6 応募方法

- (1) 以下の書類を8部（正本1部、副本7部）作成し、後述の提出期限までに持参又は郵送（必着）で提出すること。

なお、各書類は下記⑤⑧を除き、全てA4サイズの片面コピーとすること。

- ①企画提案応募申請書：【様式1】※原本1部のみ要押印
- ②会社概要表 : 【様式2】
- ③実績書 : 【様式3】
- ④積算書 : 【様式4】※原本1部のみ要押印（詳細は別添様式添付可）
- ⑤企画提案書 : 様式任意 ※両面コピー可
- ⑥スケジュール表 : 様式任意
- ⑦執行体制 : 様式任意
- ⑧履歴事項全部証明書 ※コピー可
- ⑨誓約書 : 【様式5】※押印のうえ1部のみ提出
- ⑩共同企業体協定書（共同企業体で提案する場合） : 様式任意
※共同企業体の場合、②、③は構成員毎に作成し、提出すること。

7 選考方法

1次審査として書類審査を行い、応募者の中から3社程度を選定し、県に設置する企画審査委員会においてプレゼンテーション（20分程度）を行い、委託業者を決定する。なお、プレゼンテーションは事前に提出した応募書類のみを用いて説明すること（パワーポイント等の使用は認めない）。

8 企画審査の内容

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

- (1) 適合性（事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること）
- (2) 実行性（確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること）
- (3) 具体性（提案された内容が具体的かつ効果的であること）
- (4) 妥当性（事業を遂行するにあたり妥当な積算であること）
- (5) 総合評価

9 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本国及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成にかかる経費は、応募者負担とする。
- (3) 今回の公募は、委託契約候補者を選定するものであり、契約締結を保証するものではない。
- (4) 提出された企画提案書は、原則として返却しない。
- (5) 質問等は、期限内におけるEメールによる質問（様式6）のみ受け付ける。
- (6) 事業実施にあたっては、県と隨時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容の全ての実施を保証するものではない。
- (7) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課と受託業者で別途協議する。
- (8) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (9) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし沖縄県財務規則第101条第2項の各号（下記条文（抜粋）参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

10 スケジュール（予定）

- (1) 公募開始 : 令和8年2月16日（月）
- (2) 企画提案書質問受付締切 : 令和8年2月25日（水）17:00 必着
※質問書はメールで提出すること。
- (3) 企画提案書質問回答 : 令和8年2月27日（金）にHP掲載
- (4) 企画提案書提出期限 : 令和8年3月4日（水）17:00 必着
- (5) 一次審査結果通知 : 令和8年3月9日（月）
- (6) 企画審査（プレゼン） : 令和8年3月12日（木）※詳細内容は別に通知する
- (7) 優先交渉権者決定通知 : 令和8年4月1日（水）

【問い合わせ・書類提出先】

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁5階）

沖縄県文化観光スポーツ部 交流推進課 入部

T E L : 098-866-2479 E-mail: aa082400@pref.okinawa.lg.jp

〈沖縄県財務規則〉　※9 その他留意事項関連

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2)契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3)地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

(5)物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6)随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。